

「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」の進捗状況（2017年度末時点）

項目	2017年度の実施	2018年度以降実施予定の実施	担当省庁
1. 我が国の強みを活かして外国企業を呼び込む方策			
<p>(1) 広報・情報発信 対外広報の強化</p> <p>○ 海外の大手メディア等において、日本のビジネス環境の改善状況等を発信する広告を2016年度中に5媒体以上に掲載する。</p> <p>○ トップセールスを含め、独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「JETRO」という。）が、対日直接投資を呼びかけるセミナーを2016年度中に50回程度開催する。</p> <p>○ 本年4月に126の在外公館で運用を開始した対日直接投資推進担当窓口を活用し、広報・情報発信等を強化する。</p>	<p>（対応済み）</p> <p>○ 安倍総理によるトップセールス（ニューヨーク/2017年9月19日）を含めて、海外主要都市において69件のセミナーを実施（北米15件、欧州20件、アジア28件、その他6件）。大規模セミナーを中心に現地メディア（テレビ、新聞等）にも取り上げられた。</p> <p>（対応済み）</p> <p>○ 外国企業やビジネス団体からの個別相談対応や日本の地方自治体とのビジネスマッチング、天皇誕生日や対日直接投資セミナー等各種イベント</p>	<p>-</p> <p>○ トップセールスを含め、日本の投資環境の改善成果や最新の施策、市場の魅力等の情報を発信するセミナーを引き続き実施する。</p> <p>○ 引き続き、現地における対日直接投資に係る情報を、JETROとも連携しつつ収集・集約するとともに、任国（兼轄国を除く）・機関の関係者（国際機関・政府・地方公共団体関係者の他、地方団体</p>	<p>経済産業省 外務省</p>

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>での対日直接投資の呼びかけ等、各公館の対日直接投資推進担当窓口を通じた様々な活動を行った。2017 年度は、各公館合計で 650 件以上の活動実績となった（通年）。</p> <p>○ 外務省 HP において、在外公館の対日直接投資推進担当窓口を一覧にしたリスト（「対日直接投資推進担当窓口リスト」）を新たに掲載し、広報・情報発信を強化した（2017 年 6 月）。</p>	<p>事務局等適当なる者を含む）との連絡・調整に際しての第一窓口となる等、対日直接投資の促進に資する活動の支援を行う（通年）。</p> <p>○ 各種イベントの場において対日直接投資推進担当窓口の取組や実績等を積極的に発信するとともに、各公館や外務省 HP の情報のタイムリーな更新等を通じて、対外広報・情報発信を更に強化し、対日直接投資の促進に貢献する（通年）。</p>	
<p>国内での理解の促進</p> <p>○ 我が国の中小企業に、外国企業と提携する意義について理解を広めるため、外国企業と中小企業との投資提携の成功事例集を作成し、周知・広報を行う。また、対日直接投資をテーマとした国内シンポジウム等を 2016 年度中に 5 回程度開催し、外国企業と中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供する。</p>	<p>（対応済み）</p> <p>○ JETRO において、対日直接投資に関心のある外国企業と国内中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供するイベントを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「微信(WeChat)と京東(JD.com)の活用例～越境 EC における中国市場へのアプローチ方法とは～」(2017 年 4 月 21 日) ・「ASEAN における EC ビジネス動向セミナー」(2017 年 11 月 8 日) <p>三井住友銀行主催イベントへの協力（共催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第 2 回 Invest Japan 企業交流会」(2017 年 12 月 5 日) ・「外国企業と都内中小企業とのマッチング商談会・交流会」(2018 年 2 月 22 日) 	<p>○ 企業ニーズに即して、対日直接投資に関心のある外国企業と国内中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供するイベントを引き続き実施する。国内において、外務省主催の対日直接投資に関するセミナーを開催する予定（開催時期は秋以降を予定）。</p>	<p>経済産業省 外務省</p>

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>東京都主催イベントへの協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「海外市場展開セミナー(アパレル・ファッション)」(2018年3月2日) <p>○ 経済産業省が2017年2月に作成した外国企業と中堅・中小企業の投資提携成功事例集を地域別対日直接投資推進会議等を通じて全国の地方自治体等に周知した。</p>		
<p>(2) 外国企業と中小企業とのマッチング支援</p> <p>○ 外国企業と日本の中堅・中小企業の提携を、JETRO と独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「中小機構」という。)等の中小企業支援機関が連携して支援する「グローバルアライアンス推進スキーム」(昨年9月より開始)について、以下の方法により機能強化を行う。</p> <p>(ア)JETRO と地域金融機関等との連携強化</p>	<p><「グローバルアライアンス推進スキーム」を通じた外国企業と日本の中堅・中小企業の提携></p> <p>(対応済み)</p> <p>○ JETRO と中小機構が連携し、アライアンスの組成に向けた対応を継続した結果、本スキームの第1号案件として組成されたバイオ・ヘルスケア分野の国内ベンチャー企業向けファンドに米国企業及び台湾企業が出資することで合意された。</p> <p><JETRO と地域金融機関等との連携強化></p> <p>(対応済み)</p>	<p><「グローバルアライアンス推進スキーム」を通じた外国企業と日本の中堅・中小企業の提携></p> <p>○ 「グローバルアライアンス推進スキーム」や J-GoodTech(ジェグテック)の活用を含め、企業ニーズに即して、対日投資に関心のある外国企業と国内中堅・中小企業とのマッチング支援を引き続き実施する。</p> <p><JETRO と地域金融機関等との連携強化></p>	<p>経済産業省</p>

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>外国企業との連携を希望する日本の中堅・中小企業を発掘するため、例えば、以下の取組を通じ、中堅・中小企業のニーズを把握している地域金融機関等と JETRO との連携を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JETRO は、全国 43 か所の貿易情報センターを起点に、地域金融機関等と協力し、外国企業と中堅・中小企業の提携促進を目的としたセミナーを新たに開催する。 ・JETRO は、地域金融機関等との連携に当たり、本年 2 月に創設された「新輸出大国コンソーシアム」等の既存の窓口も活用する。 <p>(イ) J-GoodTech (ジェグテック) の活用</p> <p>中小機構が運営する、国内中小企業の優れた技術を紹介し大企業等とのマッチングを支援するウェブサイト</p>	<p>○ JETRO において、対日直接投資に関心のある外国企業や事業拡大を図る在日外資系企業と国内中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供するイベントを地域金融機関等と協力し開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「関西進出中国企業バイヤーとのマッチング・意見交換会」(2017 年 7 月・大阪) ・「しんきんビジネスマッチング ビジネスフェア 2017」(2017 年 10 月・名古屋) ・「外資系企業サポートセミナー」(2018 年 1 月・横浜) <p>< J-GoodTech (ジェグテック) の活用 > (対応済み)</p> <p>○ 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「(独)中小機構」という。)は、海外現地支援機関等と連携し、ビジネスマッチングサイト等を活用し、日</p>	<p>○ 企業ニーズに即して、対日直接投資に関心のある外国企業と国内中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供するイベントを地域金融機関等と協力し引き続き実施する。</p> <p>< J-GoodTech (ジェグテック) の活用 ></p> <p>○ 2017 年度に引き続き、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下、「(独)中小機構」という。)は、外現地支援機関等と連携し、ビジネスマッチングサイト等を活用し、日本中小企業の現地企業への</p>	

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>J-GoodTech (ジェグテック) において、外国企業の利用を拡大するため、以下の改良を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小機構と覚書を締結している海外機関から推薦された外国企業の登録を進めるとともに、JETRO が支援する外国企業についても登録できるようにする。 ・ 登録企業間での情報交換機能について、2016 年度中に新たに、外国企業が日本企業の発信情報を閲覧し、それに対して提案することを可能にするシステム機能の開発を進める。 <p>加えて、ジェグテックの活用等を通じた外国企業と日本の中小企業等の提携を促進するため、JETRO や中小機構による商談会の活用や在外公館等を通じた広報を行う。</p>	<p>本中小企業の現地企業へのアプローチを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (独) 中小機構が運営するビジネスマッチングサイト「J-GoodTech」内に、フランス及び米国向けに外国語に対応した web ページを作成し、海外企業のマッチングサイト登録を促進するために海外支援機関等と調整を行った。 <p>(対応済み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JETRO において、個別面談やイベント開催等の機会に外国企業の登録を促した。 	<p>アプローチを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、(独) 中小機構が運営するビジネスマッチングサイト「J-GoodTech」内に、フランス及び米国向けに外国語に対応した web ページを作成するとともに、海外企業のマッチングサイト登録を実施する。 ○ さらに、日本からフランス・米国に商談ミッションを派遣し、現地企業との商談会を開催する。 ○ なお、本事業で構築する「ビジネスマッチングサイト」を活用するとともに、現地支援機関等と連携し、商談支援、事後フォロー等を行い、商談の精度を高める。 	
<p>(3) 地方も含めた我が国への投資の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JETRO が地方公共団体の職員向 	<p>(対応済み)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ RBC (Regional Business Conference) によるト 	<p>内閣官房 経済産業省</p>

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>けに研修を 2016 年度中に 10 回程度実施し、地方公共団体職員の外国企業誘致に対するノウハウを向上させる。その際、諸外国における対内直接投資促進施策についても紹介する。</p> <p>○ 地方創生の交付金の活用等により、地方公共団体による戦略的な外国企業誘致、情報発信、進出企業へのフォローアップ等の取組を促す。</p> <p>○ 我が国にグローバル・バリューチェーンにおけるハブを形成するため、JETRO の体制を強化し、有望外国企業へのアプローチやビジネスモデル提案など、個別案件への営業と支援を強化することにより、研究開発拠点、地域統括拠点等</p>	<p>○ JETRO において、地方公共団体の外国企業誘致担当職員を対象にしたスキルアップ研修を東京、大阪で実施し、計 27 自治体 39 名が参加。研修の実践編として、JETRO と地方公共団体が協働して取り組む対日投資誘致事業を公募採択して 10 件実施。</p> <p>(対応済み)</p> <p>○ 地方創生推進交付金(2017 年度予算額 100,000 百万円)で、KPI と PDCA サイクルを組み込んだ自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援しており、対日直接投資を通じた地域のしごとの高度化も柱の一つとしている。</p> <p>(対応済み)</p> <p>○ JETRO において、海外の有望企業へのアプローチを担う産業スペシャリスト(外部専門家)を 29 名、インハウスで誘致活動に従事する誘致専門員を 53 名(海外 39 名、国内 14 名)配置して体制を強化するとともに、ビジネスモデル提案事業等を実施し、研究開発拠点、地域統括拠点等を誘致</p>	<p>ップセールス、地域企業とのマッチング支援など、JETRO と地方公共団体の協働による誘致活動を引き続き実施する。</p> <p>○ 引き続き、地方創生推進交付金(2018 年度予算額 100,000 百万円)を活用して、先導的な事業を支援していく。</p> <p>○ 国内外で強化した体制を維持し、引き続き、研究開発拠点、地域統括拠点等の誘致に取り組む。</p>	

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>の誘致を推進する。(大型等特定誘致案件の年間 15 件以上の誘致を目指す。)</p> <p>○ 我が国への投資が有望な分野(IoT 及び再生医療)の研究開発拠点誘致を促すため、我が国の企業・大学・研究機関等と提携して行う研究開発拠点の設立、実証研究、事業化可能性調査にかかる費用を補助する。支援の状況等を踏まえて、今後の支援強化を検討する。</p>	<p>(大型等特定誘致案件は 15 件誘致)</p> <p>(対応済み)</p> <p>○ グローバルイノベーション拠点設立等支援事業(2015 年度補正予算)において採択した事業についてフォローを実施し、実証研究を支援した 2 社が拠点設立に至った。</p>	<p>○ 国内外で強化した体制を維持し、引き続き、研究開発拠点の誘致に取り組む。</p>	
2. 外国企業進出の障害となっている課題の解決方策			
<p>(1) 規制・行政手続の改善 規制・行政手続の簡素化</p> <p>○ 外国企業の日本への投資活動に係る規制・行政手続を抜本的に簡素化するため、対日直接投資推進会議で外国企業にとって煩雑な規制・行政手続の見直し・簡素化について 1 年以内を目途に結論を得</p>	<p>(対応済み)</p> <p>○ 外国企業の日本への投資活動や事業展開に関して、煩雑さを指摘されている規制・行政手続の見直しについて議論を行い、2017年4月24日開催の第5回規制・行政手続見直しワーキング・グループにおいて、「行政手続見直しワーキング・グ</p>		内閣府

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>る。このうち早期に結論が得られるものについて、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する。</p>	<p>ループとりまとめ」を決定した。</p>		
<p>法令の外国語訳の拡充</p> <p>○ 政府は 2006 年以降、法令の外国語への翻訳の体制を整備し、民法・商法をはじめ金融・租税・知的財産関係など、2015 年度末までに 508 法令の外国語訳を公開してきた。今後、「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」の主導の下、政省令、告示、通達等を含めた法令について、高品質を維持するためのチェック体制を構築しつつ、2020 年度までに新たに 500 以上の法令の外国語訳を公開することを目指す。</p> <p>○ さらに、政府による法令外国語訳を補完する観点から、JETRO において、会社設立・運営に伴う各種手</p>	<p>○ 法令翻訳の品質チェックのみに専従する構成員を 2 名選任し、品質を維持・向上させた上、法令公開手続を迅速に対応した結果、2017 年度は、96 法令を公開することができた。</p> <p>http://www.japaneselawtranslation.go.jp/</p> <p>(対応済み)</p> <p>○ 外国企業が日本で会社を設立・運営する際に必要となる登記、査証、人事・労務の各種手続に</p>	<p>○ 引き続き、法令翻訳の公開までの迅速化及び品質の維持・向上を図るため、日本法令外国語訳推进会議体制等の更なる充実を目指す。</p> <p>○ 引き続き、ユーザー目線でコンテンツや利便性の改善を継続的に図る。</p>	<p>法務省 経済産業省</p>

項目	2017 年度の実施	2018 年度以降実施予定の実施	担当省庁
<p>続(申請書の様式等を含む)について、分かりやすい英語の解説を作成し、JETRO の英文ウェブサイトに掲載する。</p>	<p>ついてまとめたハンドブックを、各省庁の協力を得て更新し、ウェブサイトに掲載した。</p> <p>< 英語 > https://www.jetro.go.jp/en/invest/setting_up.html</p> <p>< 日本語 > https://www.jetro.go.jp/invest/setting_up.html</p>		
<p>ワンストップ手続きの徹底</p> <p>○ 昨年 4 月より開設している「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付について、外国人を含めた起業・開業を更に促進するため、登記、税務、年金等の 6 事務について電子申請を行うことができる支援体制等を整備するとともに、現在、入国管理等の一部の事務について実施している窓口における申請の受付等について、すべての事務に範囲を拡大する等、同センターの利便性の抜本的な向上を図る。</p>	<p>(対応済み)</p> <p>○ 2017 年 4 月に東京開業ワンストップセンターの渋谷サテライトセンターを、7 月に丸の内サテライトセンターを開設し、東京開業ワンストップセンターの更なる利便性向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸の内では、テレビ電話を通じた起業に係る行政手続きの相談・受付支援や、電子申請用パソコンによるオンライン申請の環境を整備した。 ・渋谷では、上記に加え、中小企業診断士等の専門家サポートや、雇用労働相談センターによる出張相談を受け付けており、創業に取り組む方々へのサポートを一層強化した。 <p>○ 2017 年 12 月より、国税・都税の申請窓口にて、英語申請対応を開始し、外国人の方々の開業手続</p>	<p>○ 渋谷サテライトセンターを、2018 年 4 月に渋谷区道玄坂にある民間創業支援施設内に移転し、民間事業者との連携により更なる利用者サービスの向上を図っていく。</p>	<p>内閣府</p>

項目	2017年度の取組	2018年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>○ また、開業に伴う外国人材の入国 手続の円滑化を図る観点から、同 センターにおける申請可能な在留 資格の対象について、「経営・管 理」、「企業内転勤」に加え、「技術・ 人文知識・国際業務」を追加する。 さらに、在留資格について、法人開 設後に同センターにて申請できる 期限を、現状の6か月以内から延 長する。</p> <p>○ さらに、同センターの利用率向上 を図るため、政府の中小・ベンチャ ー企業への支援策とも密接に連携 するとともに、JETRO等の創業相 談窓口等におけるセンターの積極 的な紹介や、国内外の創業希望者 や外国企業等に対するPRを強化 する。</p>	<p>の利便性向上を図った。</p> <p>(対応済み)</p> <p>○ 2017年5月1日より、東京開業ワンストップセ ンターで在留資格関係の申請をできる法人の範 囲を、法人設立後3年以内のものまで拡大した。</p> <p>(対応済み)</p> <p>○ 政府や東京都の中小企業支援拠点が開催する創 業セミナーでのPR、JETROや民間の創業支援施設 の相談窓口において東京開業ワンストップセン ターの紹介を行った。また、外国人企業向けの JETROのメールマガジンにおけるPR、さらにはセ ンター主催の利用体験会・セミナーなどを実施し た。</p>	<p>○ 2018年度は更に拡大を図り、2018年4月2日よ り法人設立後5年以内のものまで拡大する。</p> <p>○ 政府や東京都、JETRO、民間等と引き続き連携しな がら、センターの情報発信やPRを実施していく。</p>	
(2) グローバル人材の呼び込み・育			経済産業省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>成 高度外国人材等</p> <p>○ 高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の 5 年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することとし、可能な限り速やかに必要な措置を講じる。併せて、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点から要件の見直し及び更なる周知を促進する。</p> <p>○ 高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野における我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請のあり方について検討を進め、可能な限り速やかに結論を得る。</p>	<p>(対応済み)</p> <p>○ 2017年4月に関係ガイドラインを改正し、「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設した。</p> <p>○ 高度外国人材に対し、日本の生活環境や就労環境、在留管理制度などの情報を周知するため、2017 年 6 月に情報ポータルサイト「Open for Professionals」を開設した。 http://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/professionals/index.html</p> <p>(対応済み)</p> <p>○ 2017年4月に法務省令及び法務省告示()を改正し、将来において成長発展が期待される分野(IT等)の先端的な事業に従事する人材、高額投資家、トップ大学卒業者等に対する加算等、評価項目を追加した。</p> <p>出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令及び出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表</p>	<p>○ 引き続き、在外公館・JETRO 等と連携しながら、日本の生活環境や就労環境、在留管理制度などの情報を国内外に幅広く発信する。</p>	<p>法務省 厚生労働省 内閣府</p>

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>○ 「外国人雇用状況届出」の記載方法と在留カードの記載方法を統一する等により、外国人の就労状況を把握する仕組みを来年末までに改善するとともに、更なる在留管理の適正化に向けて検討を進める。また、オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化について平成 30 年度より開始するべく、所要の準備を進める。</p>	<p>の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件 http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=426M60000010037&openerCode=1 http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/pdf/h29_07_tokubetsu-kasan.pdf</p> <p>○ 「外国人雇用状況届出」と在留カードの記載方法を統一するため、「外国人雇用状況届出」の氏名欄の記載をローマ字表記とするよう雇用対策法施行規則等を改正し、2018 年 2 月 1 日に施行した。</p> <p>○ 在留資格手続の円滑化・迅速化を図るため、2017 年度に対象とする手続の範囲等オンライン手続の全体像等を検討し、2018 年度からオンライン申請手続の一部を開始することとした。</p>	<p>○ オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化について、2018 年度中にオンラインを利用する所属機関からの受け付けを開始するなどの運用開始に向けた具体的な準備を進める。(2018 年度予算額 130 百万円)</p>	

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>○ 昨年 7 月の法改正により国家戦略特区で実施可能となった家事支援外国人受入事業を活用し、区域計画の認定を受けた神奈川県、大阪市において事業を進めるとともに、東京都をはじめ他の地域においても当該事業の利用意向に応じて対応する。</p>	<p>(対応済み)</p> <p>○ 家事支援外国人受入事業の適切な管理を行うため、国と自治体で構成する第三者管理協議会を設置し、家事支援外国人材を受入れようとする企業が所定の基準に適合している旨の確認申請の受付を開始した。</p> <p>神奈川県 2016 年 3 月 大阪市 2016 年 6 月 東京都 2016 年 11 月 兵庫県 2017 年 7 月</p> <p>2016 年 3 月から、順次、家事支援外国人材が入国し、利用世帯における家事支援活動の提供を開始。</p>	<p>○ 神奈川県、大阪市、東京都及び兵庫県において、引き続き、家事支援外国人材の受入れを進める。また、愛知県において、家事支援外国人受入事業を開始する。</p>	
<p>外国人留学生の就職支援</p> <p>○ 2020 年度までに、外国人留学生（学士、修士、博士）の我が国での就職率を 5 割に引き上げる（2013 年度現在約 3 割）。そのため、以下の取組を行う。</p> <p>・大学等において日本企業文化やビジネス日本語等を教える講座の開設を倍増させるとともに</p>	<p><大学における特別プログラム></p> <p>○ プログラムを 12 件選定し、財政的支援を開始した。なお、当該事業は最大 5 年間支援予定。</p>	<p><大学における特別プログラム></p> <p>○ 引き続き財政的支援を行う。なお、当該事業における 2018 年度予算額は、362 百万円となってい</p>	<p>内閣府 外務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省</p>

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>に、インターンシッププログラムへの参加者数を増加させる。そのため、外国人留学生のうち、大学における日本企業文化やビジネス日本語等講座、インターンシップ等の特別プログラムを修了した者に対して、プログラム所管省庁の適切な関与の下で、在留資格変更手続に必要な提出書面の簡素化、申請に係る審査の迅速化等の優遇措置を講じたうえで、来年度より、各大学が同プログラムを策定することを支援する。併せて留学生向け面接会の地方での開催や、外国人雇用サービスセンターにおけるインターンシップや就職啓発セミナー等の充実を図る。</p> <p>・産業界に対して外国人の採用やインターンシップの受入を促すため「留学生支援ネットワーク」</p>	<p>○ 大学と連携して開催する留学生向け就職ガイダンスや、留学生向け就職説明会・面接会を実施するとともに、外国人雇用管理アドバイザー（留学生支援分）による事業所への専門的な相談支援、来日早期の者を含む留学生を対象とした就職支援等、企業からの相談体制を強化した。</p> <p><留学生支援ネットワーク・ジョブフェア> (対応済み)</p> <p>○ 教育機関向け留学生就職支援研修会（3回）や企</p>	<p>る。</p> <p>○ 日本企業における留学生等のインターンシップの活用促進を行うとともに、既卒留学生に対するトライアル雇用の活用促進及び高度人材の職場適応・定着推進を強化する。</p> <p><留学生支援ネットワーク・ジョブフェア></p> <p>○ 関係省庁との連携のもと、各種セミナー等において、(一社)留学生支援ネットワークから講演を行</p>	

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>等の活用を通じた普及広報の強化を図る。さらに、在外公館やJETRO、独立行政法人国際協力機構等の関係機関と協力してジョブフェアを開催する。</p>	<p>業向け外国人採用・活用セミナー(20回)において、事務局長等が講演等を行い、外国人留学生の採用・就職支援の普及・啓発を行った。</p> <p>○ 留学生就職支援ネットワークシステムの利用拡大を図るとともに、プレスリリースによる広域的な広報及び各地域経済団体・留学生支援団体を通じた啓蒙活動により、求人登録企業を募り、留学生就職支援ネットワークシステムの登録大学が96校(国立大学57校、私立大学39校)、登録企業が約900企業、登録留学生が約3,500名となった。</p> <p>○ JETRO と共催のもと外資系企業と留学生の交流会を行なった。</p> <p>○ JETRO と共催のもと外国人採用を行う企業と留学生が在籍する教育機関教職員との名刺交換会を行なった。</p> <p>○ 中堅・中小企業における外国人材の活用に向けて、外国人留学生等のインターンシップ受入れ事業を実施。また、外国人留学生等を対象に日本企業及び海外日系企業とのジョブフェアを開催。</p> <p>○ アジア諸国で経済産業省が主催するインターンシップ等に関して在外公館が情報発信・広報面で連携を行った(連携実施件数5か国23件)。</p>	<p>い、外国人留学生の採用・就職支援の普及・啓発を行う。</p> <p>○ 留学生就職支援ネットワークシステムを通じて、外国人留学生に対し企業の求人情報を提供する。</p> <p>○ 2018 年度においても、インターンシップ受入れ事業やジョブフェア開催を継続して実施する。</p> <p>○ 海外で実施する日本企業のジョブフェア等については、在外公館・JICA 等が情報発信・広報面で他省庁等と連携を行っていく。</p> <p>○ 国内における留学生(JICA 研修生)を対象とした、日本企業とのネットワーキングフェア等や合同企業説明会については、2018 年度末以降からの実施を目指して調整を進める。</p>	

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所管省庁の適切な関与の下で、ODA 等の公的資金を活用した人材育成事業により輩出された人材に対し、在留資格取得上の優遇措置を講じる。 	<p>< ODA 等活用人材への在留資格取得上の優遇措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ODA 等の公的資金を活用した人材育成事業の対象者に対する在留資格取得上の優遇措置については、高度人材ポイント制における特別加算項目の追加について 2017 年 4 月に関係省令等を改正し施行済み。 	<p>< ODA 等活用人材への在留資格取得上の優遇措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ODA 等の公的資金を活用した人材育成事業の修了者に対する、在留資格申請のための提出書類の簡素化及び審査手続の迅速化について、2019 年 9 月以降に運用可能となるよう協議を進める。 ○ ODA 等の公的資金を活用した人材育成事業(「イノベティブ・アジア」)について、2018 年 4 月 10 日に外務省告示第 142 号でパートナー校の追加を公表。 	
<p>日本人に対する英語教育の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ すべての児童生徒が教育課程において確実に、また教育課程外においても質の高い英語に触れられるようにするため、以下の取組を行う。 ・ 2019 年度までに全小学校に外国語指導助手 (ALT : Assistant Language Teacher) や英語の堪能な人材等の外部人材を 2 万人以上配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2017 年 12 月時点において、小学校における ALT 等の活用総数は 12,912 人となっており、前年より 488 人増加した。 ○ JET プログラムや特別免許状等の活用に向けて、教育委員会に資料を配布するなどして、周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020 年度から小学校において新学習指導要領が全面实施されることも踏まえ、引き続き教育委員会等に対し JET-ALT 活用の更なる促進を図る。 	文部科学省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・中・高等学校においても、ALT 等の一層の活用、英語が堪能な人材の特別非常勤講師としての活用や特別免許状の授与等、十分な英語力を持った外部人材の活用を促進する。</p> <p>・教員養成に必要なコア・カリキュラムの開発や、実践的な研修を充実させる。</p>	<p>を行った。</p> <p>○ 2016 年度に引き続き、特別交付税により 市町村における J E T プログラムコーディネーターの活用に必要な経費及び 私立学校における J E T 参加者の任用経費に対し都道府県が助成を行う場合、その助成に必要な経費を措置した。</p> <p>(対応済み)</p> <p>○ J E T プログラムや特別免許状等の活用に向けて、教育委員会に資料を配布するなどして、周知を行った。</p> <p>○ 2016 年度に引き続き、特別交付税により 市町村における J E T プログラムコーディネーターの活用に必要な経費及び 私立学校における J E T 参加者の任用経費に対し都道府県が助成を行う場合、その助成に必要な経費を措置した。</p> <p>(対応済み)</p> <p>○ 「英語教員の英語力・指導力強化のための調査研究」事業において、2017 年 3 月に教職課程と現職教員等を対象とした研修の「英語教育コア・カリキュラム」を作成した。</p>	<p>○ 引き続き教育委員会等に対し JET-ALT 活用の更なる促進を図る。</p> <p>○ コア・カリキュラムを教職員免許法改正に伴う教職課程の再認定・指定において活用するとともに、大学関係者・教育委員会等に周知し、教職課程や研修の充実を促す。</p>	

項目	2017年度の取組	2018年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>・2020年度までに、すべての中・高等学校で、生徒が英語で実践的なコミュニケーション能力を身に付けるよう、「英語を使って何ができるようになるか」が分かる学習到達目標を設定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部専門機関との連携により地域における英語教育のリーダーとなりうる「英語教育推進リーダー」を養成するとともに、教育委員会と大学等との連携による研修への支援を行った。 ○ 2017年3月に改訂した小・中学校新学習指導要領及び2018年3月に改訂した高等学校学習指導要領において、各学校段階の学びを接続させるとともに、五つの領域別の目標を設定した。中央教育審議会の答申においても、各学校において、国の領域別の目標を踏まえて、学習到達目標の設定が求められる旨、提言いただいている。 ○ 教育委員会を通じて、各学校における学習到達目標を設定している学校・学科の割合は、中学校で85.9%、高等学校で94.5%となっており、前年よりそれぞれ10.7ポイント、6.4ポイント上昇している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、外部専門機関との連携により、英語教育推進リーダーを養成するとともに、教育委員会と大学等との連携による研修への支援を行う。 ○ 「英語教育実施状況調査」において、各都道府県等の学習到達目標の設定状況を把握するとともに、引き続き、教育委員会を通じて、各学校における学習到達目標の設定を促していく。 	
<p>(3) 外国人の生活環境の改善 外国人児童生徒に対する日本語指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年までに、日本語指導を必要とするすべての児童生徒(小学校・中学校)が日本語指導を受けられ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のために体制整備に取り組む自治体への支援を実施した(「帰国・外国人児童生 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のために体制整備に取り組む自治体への支援を実施予定。2018年 	文部科学省

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>るようにする(2014 年度現在約 8 割)。</p> <p>○ 日本語指導の必要な児童生徒の多い地域の在籍校においては、「JSL (Japanese as a Second Language)カリキュラム」による指導が確実に実施されるよう、「JSL カリキュラム」導入校(小・中学校)比率を拡大(本年夏に実態調査を行い、その結果を踏まえて具体的な政策目標を設定)する。</p> <p>○ また、外国人と日本人の子弟が共に学べるスーパーグローバルハイスクール等の取組を促進する。</p>	<p>徒等教育の推進支援事業」2017 年度予算額 248 百万円)。</p> <p>○ 日本語指導等を担当する教員等の専門性向上のため、大学や教育委員会等における研修等に資する体系的なモデルプログラムを開発するための調査研究を実施した(「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」2017 年度予算額 11 百万円)</p> <p>(対応済み)</p> <p>○ 帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のために体制整備に取り組む</p>	<p>度は、新たに多言語翻訳システム等 ICT を活用した取組に対しても支援することとした(「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」2018 年度予算額 210 百万円)。</p> <p>○ 引き続き、2018 年度「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」(補助事業)において『「特別の教育課程」による日本語指導の実施』を必須実施項目として支援を行う予定。</p> <p>○ また、2017 年度に実施した調査研究に基づき、大学や教育委員会等における研修等に資する体系的なモデルプログラムを策定・試行し、実施事例の収集を行う。(「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」2018 年度予算額 12 百万円)</p> <p>○ 加えて、日本語と教科との統合指導等、先進地域での日本語指導の実践を集約・普及するポータルサイトの抜本的強化を行う。</p> <p>○ 引き続き、帰国・外国人児童生徒等の学校への受入促進や日本語指導の充実等のために体制整備に取り組む自治体への支援を実施予定。</p>	

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
	<p>自治体への支援を実施した(「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」2017 年度予算額 248 百万円)。</p> <p>○ また、スーパーグローバルハイスクールとして、帰国・外国人生徒の受入れを含めたグローバル・リーダー育成のための取組を進める高校への支援を実施した(「スーパーグローバルハイスクール」2017 年度予算額 843 百万円)。</p>	<p>○ 引き続き、スーパーグローバルハイスクールへの支援を実施するとともに、取組の普及を図るフォーラム等を実施予定。</p>	
<p>日常生活にかかる手続の外国語対応</p> <p>○ 2016 年度中に、外国人患者の受入体制が整備された医療機関を全国に 40 か所程度へ拡大する。</p> <p>○ 医療機関、銀行、携帯電話事業者、電気・ガス事業者に対し、外国語対応が可能な拠点等についての情報を外国人にとって分かりやすい形で提供しよう関係省庁から働き</p>	<p>(対応済み)</p> <p>○ 「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」(2017 年度予算額 134 百万円)、「外国人患者受入れ医療機関認証制度推進事業」(2017 年度予算額 8 百万円)を通じて、「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を 100 か所で整備する目標を 2017 年度中に前倒して達成した。</p> <p>(対応済み)</p> <p>○ JETRO のホームページに掲載している生活関連情報ページ「Living in Japan」のリンクを拡充し、日本に住む外国人ビジネスパーソンから見た日本の生活環境の魅力などを掲載。</p>	<p>○ 引き続き、「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」(2018 年度予算額 137 百万円) 外国人患者受入れ医療機関認証制度推進事業」(2018 年度予算額 6 百万円)を通じて、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指す。</p> <p>○ 引き続き、ユーザー目線でコンテンツや利便性の改善を図る。</p>	<p>金融庁 総務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省</p>

項目	2017 年度の取組	2018 年度以降実施予定の取組	担当省庁
<p>かける。その結果得られた情報について、2016 年中に JETRO のホームページにおいて一元的に掲載する。</p>	<p>https://www.jetro.go.jp/invest/newsroom/2017/4f27ce858567ae95.html https://www.jetro.go.jp/en/invest/living.html</p>		